

愛知県地球温暖化対策計画書制度における現状の評価及び公表について

1

愛知県地球温暖化対策推進条例

(地球温暖化対策計画書等に係る評価及び公表)

次ページ

第十条 知事は、(中略)提出された地球温暖化対策計画書又は地球温暖化対策実施状況書について、温室効果ガスの排出の状況その他の規則で定める事項を公表するとともに、温室効果ガスの排出の量の削減等に関する取組の状況等の評価を知事が別に定めて公表する基準により行い、当該評価の結果のうち規則で定めるものについて公表するものとする。

次ページ

参考資料4

2 特定事業者は、第八条第一項又は前条第一項の規定により地球温暖化対策計画書等を作成したときは、その内容を公表するよう努めなければならない。

2

愛知県地球温暖化対策推進条例

(地球温暖化対策計画書等に係る公表)

公表する計画書・状況書の報告項目: 詳細は16ページ

第五条 条例第十条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、公表することにより特定事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると知事が認める情報を除く。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに県内の主たる工場等の名称及び所在地
- 二 主たる事業(連鎖化事業者にあつては、連鎖化事業)の業種
- 三 温室効果ガスの排出の状況
- 四 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る目標(地球温暖化対策実施状況書にあつては、温室効果ガスの排出の量の削減等に係る目標の達成状況)

公表する計画書・状況書の評価結果: 詳細は16ページ

2 条例第十条第一項の評価の結果のうち規則で定めるものは、温室効果ガスの排出の量の削減等に関する取組の状況等が優れていると認められる評価の結果とする。

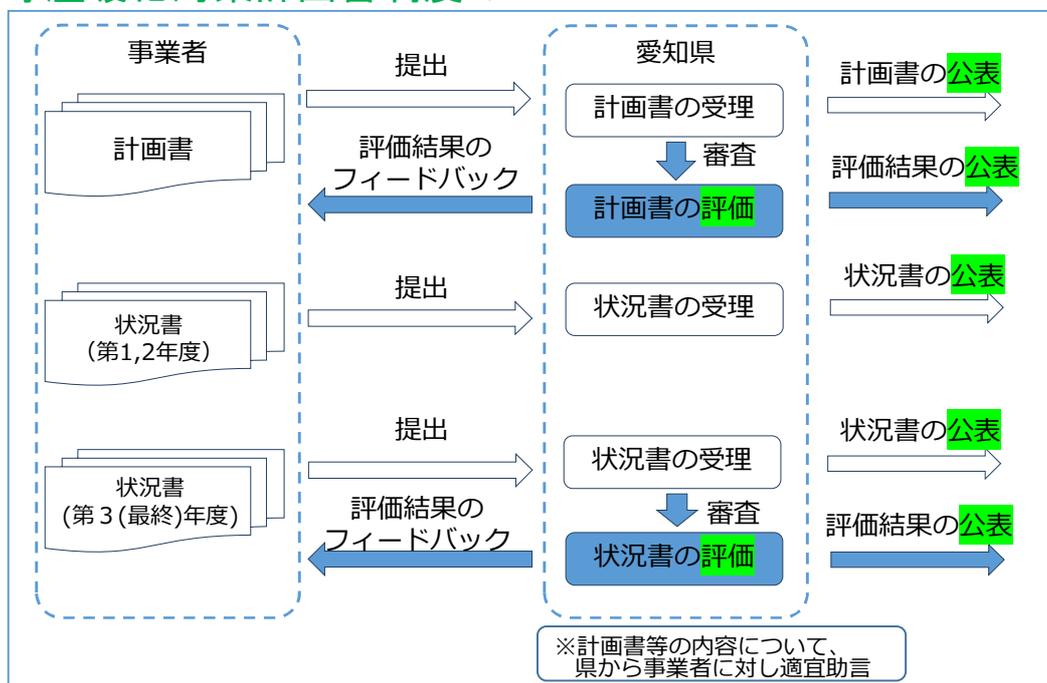
3

地球温暖化対策計画書制度

➤ 評価、公表、助言

✓ 計画書等の内容について、県が評価、評価結果を公表、必要な助言を実施

➤ 地球温暖化対策計画書制度のフロー



4

地球温暖化対策計画書制度における評価

○ 評価の対象と考え方

| 評価対象 | 考え方 |
|------|----------------------------|
| 計画書 | より積極的で実効性の高い計画策定を促す。 |
| 状況書 | PDCAを機能させる。多様な取組を積極的に評価する。 |

ア 温室効果ガス排出量

- ・ 自らの排出量の削減についての評価

イ 削減対策

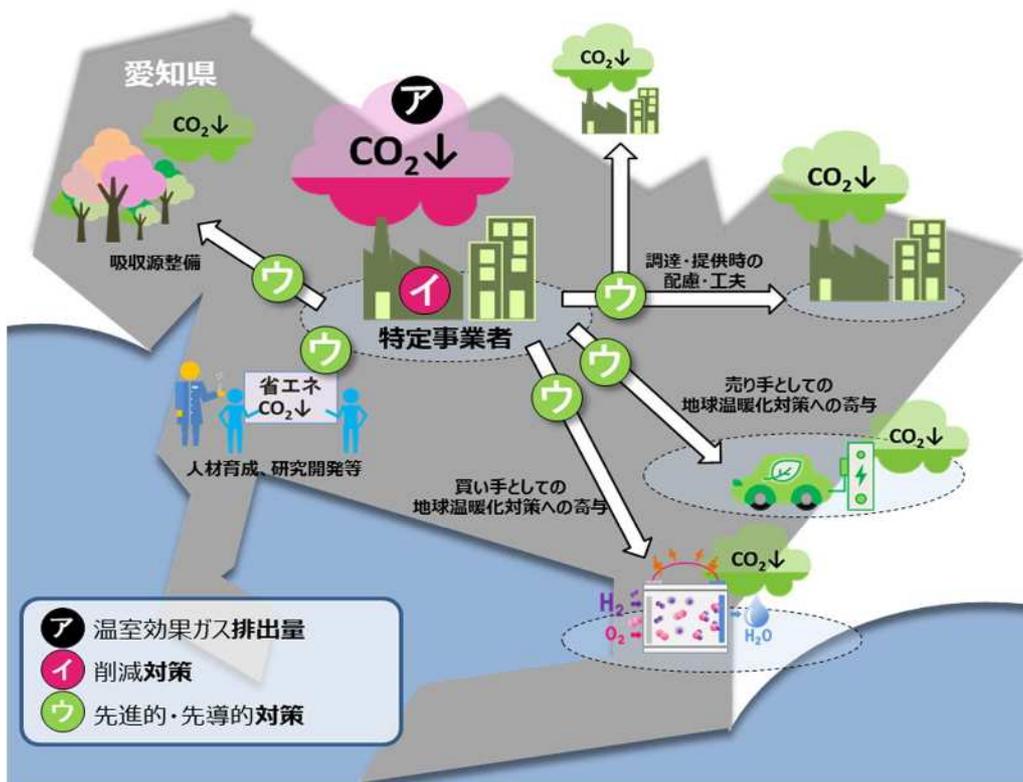
- ・ 自らの排出量削減に寄与する取組の評価

ウ 先進的・先導的対策

- ・ 自らのみならず社会全体の排出量削減に寄与する先進的・先導的な取組の評価

5

評価項目の概要



6

評価ランクと公表基準

【評価ランク】

模範的・先進的(S)、優(A)、良(B)、良未満(C)、評価なし(ー)のいずれかを判断

評価項目ごとに評価を行う(総合評価としない)

| 評価項目の種類 | 評価のランク | | | | | その他の公表内容 |
|-------------|--------|---|-------|---|---|-----------------|
| | 公表対象 | | 公表対象外 | | | |
| | S | A | B | C | ー | |
| ア 温室効果ガス排出量 | ○ | ○ | ○ | ○ | ー | ー |
| イ 削減対策 | ○ | ○ | ○ | ー | ー | S又はAの場合の自主対策の内容 |
| ウ 先進的・先導的対策 | ○ | ○ | ー | ー | ○ | 先進的・先導的対策の内容 |

7

評価ランクと評価基準 (ア 温室効果ガス排出量) ①

【評価方法】

- 「排出量」又は「排出原単位」のいずれかを評価
- 基準年度比削減率の計画期間平均値を評価

【評価基準】

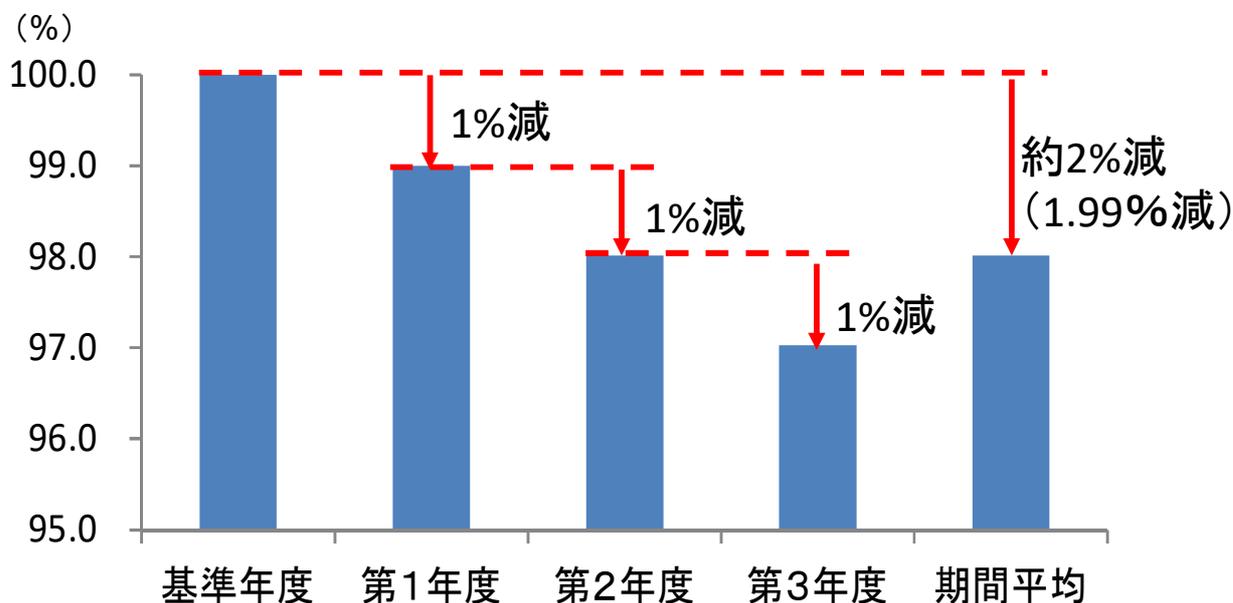
| ランク | 評価基準 | |
|-----|-------------------|-------------------------|
| | 計画書 (削減率の「目標」) | 状況書(第3年度) (削減率の「実績」) |
| S | 6%以上 | |
| A | 2%以上6%未満 | |
| B | 0%以上2%未満 | |
| C | 0%未満 | |

8

評価ランクと評価基準（ア 温室効果ガス排出量）②

【評価基準の考え方】

省エネ法の水準を基に、Aランクの基準を設定



9

評価ランクと評価基準（イ 削減対策）①

【対策の種類】

| 種類 | 解説 |
|----------------------|--|
| 必須対策 16項目 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 省エネ法の「判断基準」を踏まえ、以下の視点で設定 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 多くの事業所が該当する対策 ✓ 設備や組織の運用面での対策 ✓ 単発的ではない継続的な実施が必要な対策 ➤ 類似の設備を1つのカテゴリーに統合 例) 燃焼設備、流体機械、空調設備、照明設備など |
| 基盤対策 (4項目) | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 必須対策を実施する際の基盤となる対策 <ol style="list-style-type: none"> 1. 推進体制の整備、2. エネルギー利用設備の管理 3. エネルギー使用量等の把握、4. 使用実態の確認 |
| 自主対策 (1項目) | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 必須対策以外の、自らの排出量の削減に寄与するもの ➤ エネルギー起源CO₂以外の削減対策 |

10

評価ランクと評価基準（イ 削減対策）②

【評価方法】

削減対策の実施率を評価

計画書の場合

$$\text{実施率(\%)} = \frac{(\text{実施済・実施予定の必須対策数} + \text{自主対策の対策予定数※})}{\text{必須対策のうち該当する対策数}} \times 100$$

※自主対策は上限3件まで。また、自主対策の内容と削減効果(t-CO₂/年)を様式へ記載する必要がある。

👉 必要性が高い**必須対策の実施を重視**

11

評価ランクと評価基準（イ 削減対策）③

【評価基準】

| ランク | 評価基準 | |
|-----|--|--|
| | 計画書 | 状況書(第3年度) |
| S | 該当する 全ての必須対策が実施済又は実施予定 | 該当する 全ての必須対策が実施済 |
| A | 次の全てを満たす場合 ✓ 基盤対策が全て実施済又は実施予定 ✓ 「実施率」が100%以上 | 次の全てを満たす場合 ✓ 基盤対策が全て実施済 ✓ 「実施率」が100%以上 |
| B | 上記以外の場合 | 上記以外の場合 |

12

評価ランクと評価基準（ウ 先進的・先導的対策）①

【対策の要件】

- ◆ 自らのみならず**社会全体の温暖化対策に寄与するもの**
- ◆ **県内の事業場、事業所が主体的に関わる取組**

【対策の分類①】

1 低炭素型の技術・製品・サービスの調達における対策

- ① 低炭素型社会の構築につながる技術・製品・サービスの調達
- ② 調達先のサプライチェーンの温室効果ガス削減につながる取組

2 低炭素型の技術・製品・サービスの提供における対策

- ① 低炭素型社会の構築につながる技術・製品・サービスの提供
- ② 供給先のサプライチェーンの温室効果ガス削減につながる取組

13

評価ランクと評価基準（ウ 先進的・先導的対策）②

【対策の分類②】

3 その他の先進的・先導的対策

- ① 地球温暖化対策の実施状況や排出量の情報開示
- ② 従業員に対する低炭素行動（特定事業者からの排出に関わらないもの）の促進
- ③ 二酸化炭素の吸収源整備
- ④ 地球温暖化対策に関わる人材の育成や技術の伝承
- ⑤ 地球温暖化対策に関わる技術の研究開発の推進
- ⑥ その他温室効果ガスの削減に寄与する対策

14

評価ランクと評価基準（ウ 先進的・先導的対策）③

【評価方法】

先進的・先導的対策の実施対策数を評価

【評価基準】

| ランク | 評価基準 | |
|-----|---|-----------|
| | 計画書 | 状況書(第3年度) |
| S | 次の全てを満たす場合 ✓ 対策の実施予定数(実施数)が5以上 ✓ 上記の対策が、1～3の分野のうち2分野以上に該当 | |
| A | 対策を予定(実施)しているが、Sに満たない場合 | |
| — | 上記以外の場合 | |

※ 削減効果(t-CO₂/年)の記載欄あり。

15

計画書制度における公表項目

| | | 計画書 | 実施状況書※2 |
|------------|-----------|---|---|
| 一般事項 | | <ul style="list-style-type: none"> 氏名又は名称・住所、県内の主たる工場等の名称・所在地、主たる事業の業種 基準年度の温室効果ガス別の排出量、補正後の排出量 基準年度及び計画期間、排出の量の削減等に係る目標 | <ul style="list-style-type: none"> 氏名又は名称・住所、県内の主たる工場等の名称・所在地、主たる事業の業種 実績年度の温室効果ガス別の排出量、補正後の排出量 実施年度、基準年度及び計画期間、排出の量の削減等に係る目標の達成状況 |
| ※1 評価結果 | 温室効果ガス排出量 | <ul style="list-style-type: none"> 事業者名・評価ランク | <ul style="list-style-type: none"> 事業者名・評価ランク |
| | 削減対策 | <ul style="list-style-type: none"> 事業者名・評価ランク 自主対策の実施内容・検討内容、実施年度、実施工場等及び削減効果 | <ul style="list-style-type: none"> 事業者名・評価ランク 自主対策の実施内容、実施年度、実施工場等及び削減効果 |
| | 先進的・先導的対策 | <ul style="list-style-type: none"> 事業者名・評価ランク 実施内容、実施年度及び削減効果 | <ul style="list-style-type: none"> 事業者名・評価ランク 実施内容、実施年度及び削減効果 |

※1 評価結果の内容が公表されるのは、各項目ごとにS又はAの事業者のみ。

※2 別添補足資料は、実際に公表している実施状況書の例

16

検索画面 > 事業者一覧 > 届出一覧 > 届出データ

愛知県

実績年度 2021年度 実施状況書

| 事業者概要 | |
|---------------------------------------|---------------------|
| 地球温暖化対策事業者の名称 | 愛知県 |
| 地球温暖化対策事業者の住所 | 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 |
| 県内の主たる工場等の名称 | 矢作川浄化センター |
| 県内の主たる工場等の所在地 | 西尾市港町1番地 |
| 主たる事業の業種（大分類） | 公務（他に分類されるものを除く） |
| 主たる事業の業種（中分類） | 地方公務 |
| | |
| 基準年度、計画期間及び実績年度 | |
| 基準年度 | 2018 |
| 計画開始年度 | 2019 |
| 目標年度 | 2021 |
| 実績年度 | 2021 |
| | |
| 実績年度の温室効果ガス排出量（単位 t-CO ₂ ） | |
| ①I礼々-起源CO ₂ | 88,099 |
| ②非I礼々-起源 CO ₂ （③を除く。） | |
| ③廃棄物の原燃料使用に伴う非I礼々-起源CO ₂ | |
| ④メタン | 9,629 |
| ⑤一酸化二窒素 | 36,393 |
| ⑥ハイドロフルオロカーボン | |
| ⑦パーフルオロカーボン | |
| ⑧六ふつ化硫黄 | |
| ⑨三ふつ化窒素 | |
| エネルギー起源CO ₂ (発電所等配分前) | |
| 合計（①～⑨） | 134,121 |
| 補整後温室効果ガス排出量 | 132,672 |

排出原単位の抑制目標の達成状況

| | |
|-----------------|--------|
| 原単位の指標 | 下水処理量 |
| 基準年度比削減率の平均（目標） | 20.0 % |
| 基準年度比削減率の平均（実績） | 20.0 % |

| 評価項目の種類 | 評価ランク ※1 |
|------------------|----------|
| 温室効果ガス排出量（排出原単位） | S |
| 削減対策 | A |
| 先進的・先導的対策 | S |

削減対策のうち自主対策の詳細 削減効果の単位=t-CO₂/年

| 実施内容・検討内容 | 第1年度 | 第2年度 | 第3年度 | 実施工場 | 削減効果 | 削減効果を記載できない理由 |
|--|------|------|------|------------|------|--------------------------------|
| 従業員だけでなく、キャンプ場の利用者の方にも節電・節エネを呼びかけている（炊事棟、トイレの利用後の消灯や炊事棟のガスの短時間使用のお願い等） | 実施 | 実施 | 実施 | 茶臼山公園施設野営場 | | お客様の任意であることと、元々のエネルギー使用量が小さいため |
| グリーンカーテンを設置し、消費電力をおさえる。 | 実施 | 実施 | 実施 | 一宮総合運動場 | | 数字で表せない。 |
| 消化槽を適切に使用し発電電力量の維持及び重油使用量を低減する。 | 実施 | 実施 | 実施 | 豊川浄化センター | | 数値を把握できない。 |

先進的・先導的対策の詳細 削減効果の単位=t-CO₂/年

| 大項目 | 小項目 | 実施内容 | 第1年度 | 第2年度 | 第3年度 | 削減効果 | 削減効果を記載できない理由 |
|----------------------------|-------------------------------|------------------------------|------|------|------|------|---------------|
| 1 低炭素型の技術・製品・サービスの調達における対策 | 1①低炭素型社会の構築につながる技術・製品・サービスの調達 | 愛知県環境物品等調達方針に基づく物品購入の促進に努めた。 | 実施 | 実施 | 実施 | | 数字で表せない。 |
| 2 低炭素型の技術・製品・ | 2①低炭素型社会の構築につながる | 下水道汚泥をメタン発酵させて発生するガスを用いてバイオガ | 実施 | 実施 | 実施 | 1814 | |

| | | | | | | | |
|----------------------------|---------------------------------------|---|----|----|----|------|----------|
| サービスの提供における対策 | 技術・製品・サービスの提供 | ス発電し、CO ₂ フリーの電気を中部電力をとおして家庭に供給している。 | | | | | |
| 2 低炭素型の技術・製品・サービスの提供における対策 | 2①低炭素型社会の構築につながる技術・製品・サービスの提供 | 下水汚泥を乾燥・炭化することで燃料（炭化物）として再生し、近隣の発電所で石炭代替燃料として用いることで発電所の温室効果ガスを削減することができる。 | 実施 | 実施 | 実施 | 4000 | |
| 3 その他の先進的・先導的対策 | 3⑥その他温室効果ガスの削減に間接的に寄与する対策 | 循環式トイレを導入して無排水、無汚泥等を実現でき、省エネルギー、省メンテナンスとなり結果CO ₂ 削減に繋がる。 | 実施 | 実施 | | | 数字で表せない。 |
| 3 その他の先進的・先導的対策 | 3⑥その他温室効果ガスの削減に間接的に寄与する対策 | 駐車場に停めている車にアイドリングストップを呼びかけCO ₂ 削減に繋げる。 | 実施 | 実施 | 実施 | | 数字で表せない。 |
| 3 その他の先進的・先導的対策 | 3②従業員に対する低炭素行動の促進（特定事業者からの排出に関わらないもの） | リサイクル製品使用の徹底 | 実施 | 実施 | | | 数字で表せない。 |
| 3 その他の先進的・先導的対策 | 3③二酸化炭素の吸収源整備 | 自主事業開催時に植樹を行い、樹木を管理する活動をする。 | 実施 | | | | 数字で表せない。 |

※1 評価ランクは、各評価項目の評価結果がS又はAの場合に表示されます。

[ページ先頭に戻る](#)